

堀江及び鷺宮高齢者福祉センターの運営方式について

平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入した堀江・鷺宮高齢者福祉センターについては、平成 20 年 3 月 31 日で指定期間が満了する。今後の運営方式について検討してきたが、平成 20 年度は区直営とした上で、業務委託による運営を行う。

1. 内容

指定期間満了後の堀江・鷺宮高齢者福祉センターの運営については、同一法人が 2 か所の高齢者福祉センターを運営することで、運営の効率性、連携による区民サービスの向上が図られてきたこと、指定管理期間が 2 年間であって通常の指定期間より短期間の設定であったことを踏まえ、新たな指定管理者の公募による選定を直ちに行わず、平成 20 年度中に、平成 21 年度以降の運営方式についてさらに検討を行うこととする。

平成 20 年度の施設の運営については、区の直営とした上で一部業務委託による運営を行う。業務委託については、現事業者が区の事業評価委員会で「適切な状況にある」と評価されていることから、現事業者に委託するものとする。

2. 経過

- 18 年 4 月 1 日 堀江・鷺宮高齢者福祉センターの指定管理者制度導入
- 19 年 12 月 4 日 厚生委員会報告
施設貸与、事業委託方式による運営への変更を報告

【参考】現行運営体制

		財産区分	運営方式	事業者
北部	松が丘※	普通財産	施設無償貸与・事業委託	社会福祉法人フロンティア豊島
	鷺宮	行政財産	指定管理者制度	
南部	弥生※	普通財産	施設無償貸与・事業委託	社会福祉法人奉優会
	堀江	行政財産	指定管理者制度	

※ 在宅サービスセンター（民営）併設